鹿児島県公報

令和８年11月５日（木）号　外

鹿児島県

発行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　示

○ランピースキン病のまん延防止のための移動の制限　（家畜防疫対策課取扱い）１

告　示

鹿児島県告示第611号の２

ランピースキン病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿児島県規則第83号）第８条第１項の規定により、次のとおり区域を定め、家畜及び物品の移動を制限する。ただし、家畜防疫員が許可するものは、この限りでない。

令和８年11月５日

鹿児島県知事　塩田康一

１　移動を制限する区域
　日置市及び南さつま市（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
２　移動を制限する家畜の種類
　牛及び水牛並びにそれらの死体
３　移動を制限する物品
　病原体を広げるおそれがある物品
４　移動を制限する期間
　令和８年11月５日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部家畜防疫対策課、鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課及び南薩地域振興局農林水産部農政普及課に備え置いて縦覧に供する。）